

もしもの災害に備えて、地域でつながりをつくろう

▶問い合わせ 高齢者支援係 (☎223局3536)



突然起こる災害から身を守るためには、日頃からの備えや迅速な避難が必要です。そのため、町では災害時に自力で避難することが難しい人の避難支援が円滑に行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難行動要支援者名簿とは	地域で安心して暮らすために	避難行動要支援者名簿の取り扱い
<p>災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などのうち、名簿登録に同意した人の名簿です。この名簿は毎年更新して、地域の自主防災組織または自治区、民生・児童委員、遠賀郡消防署へ提供しています。</p> <p>名簿は、平常時には、地域での見守り活動や要支援者の情報共有、避難支援計画の作成資料などとして活用され、災害時には、避難支援や安否確認などに役立てられます。</p>	<p>「避難行動要支援者名簿」の活用は、災害時に、地域の助け合いにより被害を減らそうとする「共助」の取り組みのひとつです。地域での支援が円滑にできるように、自治区への加入など、地域の皆さんで日頃から交流を深めておくことが大切です。</p> <p>もしもの災害に備えて、避難行動要支援者名簿を活用し、平常時から支援が必要な人たちを知ること、地域での関係づくりや日頃からの声かけ・見守り、支えあいマップ作成、避難訓練など地域で取り組んでみませんか。</p> <p>支えあいマップ作成は、高齢者支援係または芦屋町社会福祉協議会へ相談してください。</p>	<p>避難行動要支援者名簿を取り扱う人は、町が行う個人情報保護に関する研修を受講した人だけになっています。</p> <p>また、守秘義務も課せられています。</p>

※名簿登録を希望する人は、自治区長または福祉課高齢者支援係へ相談してください。

※名簿登録は強制ではありません。

※名簿への登録は、災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難を支援する人が支援する義務や法的な責任を負うものではありません。

町内の福祉施設と災害時の受け入れ支援などの協定内容

▶問い合わせ 高齢者支援係 (☎223局3536)
障がい者・生活支援係 (☎223局3530)

〈協定内容〉

- ①町が設置する福祉避難所で、特別な配慮を要する障がいがある人のために、町内の福祉サービス事業所から避難所に生活支援員を派遣してもらうこと
- ②町が設置する避難所で対応が困難な在宅の重度の要介護者を町内の福祉施設で受け入れてもらうこと

〈協定締結先〉

災害時における町が設置する福祉避難所への人的派遣に関する協定

法人名	施設名	対象者	所在地
社会福祉法人遠賀中間会	障がい福祉サービス事業所 みどり園	障がい者	緑ヶ丘 4-42

災害時における福祉避難所（民間施設）の施設利用に関する協定

法人名	施設名	対象者	所在地
社会福祉法人孝徳会	介護老人保健施設 リカバリーセンター ひびき	高齢者	大字芦屋 1145-3
社会福祉法人正勇会	特別養護老人ホーム ソレイユ芦屋	高齢者	大字山鹿 122-1
社会福祉法人まつかぜ会	特別養護老人ホーム まつかぜ荘	高齢者・障がい者	緑ヶ丘 2-2

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▶問い合わせ 保険年金係 (☎223局3532) または、
福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎〈092〉651局3111)

◆保険証が8月に更新されます

現在使用している保険証(水色)の有効期限は、7月31日(日)です。保険料の滞納がある人を除き、8月1日(日)から1年間使用できる新しい保険証(むらさき色)を、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい保険証(むらさき色)を窓口で提示してください。

◆限度額適用認定証などが8月に更新されます

現在使用している限度額適用認定証(白色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)の有効期限は、7月31日(日)です。

これらの認定証を持っている人で、令和3年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日(日)からの新しい認定証を保険証とは別に7月下旬に郵送します。

【限度額適用認定証とは】

限度額適用認定証とは、負担割合が3割になる人で、所得が一定額未満の人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。

【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、認定証を持っていない人が交付を希望する場合は、保険年金係で申請手続きが必要です。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証(保険証)

◆令和3年度の保険料

令和2年中の所得金額と世帯状況により、保険料額を決定します。7月中旬に郵送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で確認してください。世帯状況とは、令和3年4月1日時点(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

◆令和3年度の保険料軽減措置

○世帯の所得額などに応じて、均等割額を軽減します。

特例により令和2年度に7.75割軽減だった人は、令和3年度から本則どおりの7割軽減になります。

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額〕 (※注1) (※注2)	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者などの数-1)(※注3)以下	7割	7割 (1万6706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数-1)(※注3)以下	5割	5割 (2万7843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数-1)(※注3)以下	2割	2割 (4万4549円)

※注1 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点)の世帯が基準となります。

※注2 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※注3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金などに係る所得がある場合に適用されます。